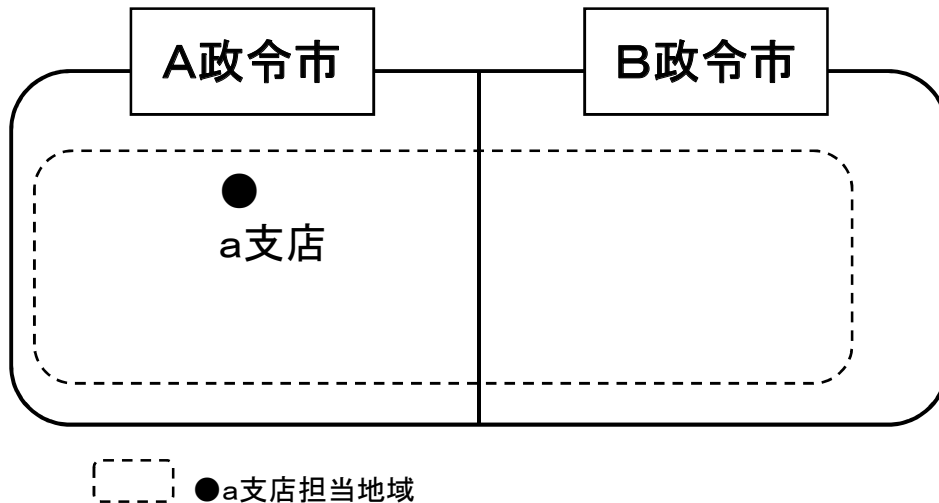


Q. 多量排出事業者になる判断基準ってなに？

**A. 年間1000t(特管産廃50t)
排出する事業者が多量排出事業者です。**



◇年間排出量は排出事業場を統括する拠点ごと、行政区ごとに判断

前年度の産廃排出量が1000t(特管産廃の場合は50t)以上である事業場を設置している事業者を多量排出事業者と言います。多量排出事業者は産廃の減量や処理に関する計画書を都道府県又は政令市へ提出しなければいけません。(条例等で1000t以下でも提出を求める行政区もあります。)

建設系の事業者の場合、排出事業場となる現場が点在することになりますが、そのような場合は現場を統括している拠点(支店など)を1つの事業場と考えます。

前年の排出量は拠点(支店など)ごと、行政区(都道府県又は政令市)ごとの排出量を基準に判断します。上図の場合、a支店の担当地域全域での各現場の排出量の合計が規定量を超えていてもA政令市内、B政令市内それぞれでの合計が規定量未満であればa支店は多量排出事業者とはならないと考えます。

a支店がA政令市内での合計が規定量未満、B政令市内での合計は規定量以上であれば、産廃の減量と処理に関する計画を多量排出事業者としてB政令市にのみ提出しなければいけません。

参照:廃棄物処理法第十二条 第9項

今回のポイント

排出量の基準は拠点ごと、行政区ごとに判断されます！